

(別紙様式1)

令和7年度徳之島世界遺産センターを起点としたアドベンチャートラベル受入体制構築業務請負条件

本業務は、奄美群島国立公園徳之島地域（以下、「本国立公園」という。）において徳之島遺産センターを拠点とし国立公園が主要な目的地となるアドベンチャートラベル（以下、「AT」という）受入体制構築に向けて、現地ガイドにATに求められる考え方を共有し必要な技能習得を促すことで、ATのスポットガイドを実践できる事業者の育成と体制検討を行い、徳之島における滞在体験の上質化および「保護と利用の好循環」を促すための本国立公園におけるAT受入体制構築を目的とする。

上記より、本業務の遂行には国立公園における自然資源を対象としたATに関する知識・知見が不可欠であり、これらの知識・知見が不十分な従事者により業務が行われた場合、業務履行に支障をきたすおそれがある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ①組織として、過去5年以内に、国立公園における自然資源を対象としたATコンテンツ造成の実績が分かる書類
- ②業務に従事する者の、過去5年以内に、国立公園における自然資源を対象としたATコンテンツ造成の実績が分かる書類

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書7. (1) のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書4. に同じ
- ③ 提出部数
3部
- ④ 提出方法
入札説明書7. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度徳之島世界遺産センターを起点としたアドベンチャートラベル受入体制構築業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

- ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

令和7年度徳之島世界遺産センターを起点としたアドベンチャートラベル受入体制構築
業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

①組織として、過去5年以内に、自然資源を対象としたATコンテンツ造成の実績が分かる
書類

②業務に従事する者の、過去5年以内に、自然資源を対象としたATコンテンツ造成の実績
が分かる書類

(担当者等連絡先)

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :